

平成27年第1回高浜市議会臨時会会議録

平成27年第1回高浜市議会臨時会は、平成27年4月14日
午前10時高浜市議事堂に招集された。

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
日程第4 議案第42号 高浜市税条例等の一部改正について
議案第43号 高浜市都市計画税条例の一部改正について
議案第44号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について
議案第45号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	長谷川 広 昌	2番	黒 川 美 克
3番	柳 沢 英 希	4番	浅 岡 保 夫
5番	柴 田 耕 一	6番	幸 前 信 雄
7番	杉 浦 辰 夫	8番	杉 浦 敏 和
9番	北 川 広 人	10番	鈴 木 勝 彦
11番	鷲 見 宗 重	12番	内 藤 とし子
13番	磯 貝 正 隆	14番	内 藤 皓 嗣
15番	小 嶋 克 文	16番	小野田 由紀子

欠席議員

な し

説明のため出席した者

市	長	吉 岡 初 浩
副	市 長	神 谷 坂 敏
教 育	長	岸 上 善 徳
企 画 部	長	加 藤 元 久
総合政策グループリーダー		木 村 忠 好
人事グループリーダー		野 口 恒 夫

総務部長	新美龍二
行政グループリーダー	山本時雄
行政グループ主幹	杉浦嘉彦
財務グループリーダー	内田徹
市民総合窓口センター長	大岡英城
市民窓口グループリーダー	三井まゆみ
税務グループリーダー	鵜殿巖
税務グループ主幹	亀井勝彦
福祉部長	神谷美百合
地域福祉グループリーダー	杉浦崇臣
地域福祉グループ主幹	安蒜丈範
介護保険・障がいグループリーダー	竹内正夫
福祉まるごと相談グループリーダー	野口真樹
生涯現役まちづくりグループリーダー	磯村和志
保健福祉グループリーダー	加藤一志
こども未来部長	中村孝徳
こども育成グループリーダー	都築真哉
文化スポーツグループリーダー	岡島正明
都市政策部長	深谷直弘
都市防災グループリーダー	芝田啓二
地域産業グループリーダー	板倉宏幸
会計管理者	長谷川宜史
学校経営グループリーダー	内藤克己
監査委員事務局長	杉浦義人

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	森野隆
主査	内藤修平

議事の経過

○議長（磯貝正隆） 皆さん、おはようございます。

平成27年第1回高浜市議会臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、公私ともに御多用のところ、皆様方の御出席をいただきましてまことにありがとうございました。

本臨時会に提案されました案件につきまして、厳正かつ公平なる御審議を賜りますようお願いを申し上げます、御挨拶といたします。

午前10時00分開会

○議長（磯貝正隆） ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成27年第1回高浜市議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

ここで、市長より招集挨拶があります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さん、おはようございます。

平成27年第1回高浜市議会臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、臨時会の招集をさせていただきましたところ、議員各位には大変お忙しい中を全員の方に御参集をいただきまして、まことにありがとうございました。

日ごろより市政各般にわたりまして格別の御尽力をいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

本日提案させていただきます案件は、承認1件及び議案4件でございます。詳細につきましては担当部長より説明をさせていただきますので、慎重に御審議の上、御承認あるいは御可決賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

午前10時1分開議

○議長（磯貝正隆） これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯貝正隆） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程はお手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（磯貝正隆） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯貝正隆） 御異議なしと認めます。よって、6番、幸前信雄議員、7番、杉浦辰夫議員を指名いたします。

○議長（磯貝正隆） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、内藤皓嗣議員。

14番、内藤皓嗣議員。

〔議会運営委員長 内藤皓嗣 登壇〕

○議会運営委員長（内藤皓嗣） おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日招集されました平成27年第1回高浜市議会臨時会の運営につきましては、去る4月7日に委員全員出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

当局より提示されました案件について検討いたしました結果、会期は本日1日間とし、議案の取り扱いにつきましては、議案上程、説明、質疑、討論、採決の順序で行い、委員会付託を省略して全体審議で願うことに決定いたしました。

本臨時会が円滑に進行できますよう、格段の御協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

〔議会運営委員長 内藤皓嗣 降壇〕

○議長（磯貝正隆） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯貝正隆） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

○議長（磯貝正隆） 日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） 皆さん、おはようございます。

それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、高浜市税条例の一部改正が必要になったものであり、地方自治法第179条第1項の規定により、去る3月31日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により、御承認をお願いするものであります。

それでは、改正点につきまして御説明申し上げます。

なお、別添の参考資料及び新旧対照表もあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

まず、法人市民税均等割課税について、第1条の規定中、均等割の税率を定める税条例第30条第2項の改正では、従来の均等割区分である資本金等の額に無償増減資等の金額を加減算する措置を講ずるものであります。

また、同条第4項では、資本金等の額が資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合は、資本金と資本準備金の合計額を基準とする規定を新たに追加するものであります。

具体的に申し上げますと、欠損填補のための無償減資により、財政内容の改善を図る場合には、法人住民税の均等割負担が減少することになりますが、資本金と資本準備金の合計額を基準とした場合には、企業の財政内容により実質増税となる場合が考えられます。

次に、専決処分を行った理由でございますが、今回の均等割の税率の改正の適用日を平成27年4月1日以後に開始する事業年度からとしておりますので、本日の臨時議会での上程では不利益遡及となります。このことから、不利益不遡及の原則に基づき、平成27年3月31日付にて専決処分を行わせていただいたものでございます。

次に、第2条の規定による軽自動車税についての改正であります。

平成27年度から適用することとされている原動機付自転車に係る税率について、適用開始が1年延期され、平成28年度分から適用することとする高浜市税条例の一部改正について、去る3月25日に開催した全員協議会では、本日の臨時議会に上程いたすことの御報告をさせていただきましたところであります。

しかしながら、軽自動車税の改正については、3月31日までに公布及び施行しないと地方税法第444条の第2項の制限税率の規定、いわゆる標準税率を超える税率で軽自動車税を課する場合には1.5倍を超える税率で課することができないに抵触し違法となることから、平成27年3月31日付にて専決処分を行わせていただいたものでございます。御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（磯貝正隆） これより質疑に入ります。

12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） こういう市税条例の専決処分というのは最近聞いたことがなかったんで

すが、なぜこの時期にこのようなあれが出てきたのかわかりましたら教えてください。

○議長（磯貝正隆） 税務グループ。

○税務G（鶴殿 巖） まず、専決処分なんですけれども、過去に条例としては平成18年度、このときは公務災害補償、消防団の補償基礎額の引き下げという形で専決処分させていただいたと。これも不利益遡及の考え方だと思います。それと、税条例については、平成7年度の阪神大震災のときにやはり専決処分をさせていただいたというものでございます。

今回この専決処分をさせていただいた理由につきましては、先ほど提案説明で申し上げましたように、法人市民税の均等割の改正につきましては不利益遡及、それと軽自動車につきましては地方税法に抵触すると、違反するということから専決処分をさせていただいたと。きょうの臨時議会上程では間に合わない。3月いっぱいでないとは抵触するということから専決処分させていただいたものであります。

以上です。

○議長（磯貝正隆） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（磯貝正隆） ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（磯貝正隆） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（磯貝正隆） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、原案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、承認第1号は原案を承認することに決定いたしました。

○議長（磯貝正隆） 日程第4 議案第42号から議案第45号を会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは続いて、議案第42号から議案第45号までの4

議案について御説明を申し上げます。

まず、今回御審議を賜ります議案第42号、第43号及び第45号の3議案につきましては、第189回通常国会において、平成27年3月31日に成立し、3月31日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律等に基づき、先ほど承認第1号で専決処分の御承認をいただきました法人市民税の均等割の税率の改正及び軽自動車税の税率を1年間延期する措置の改正を除き、所要の規定の整備を行うものでございます。

それでは初めに、議案第42号 高浜市税条例等の一部改正について、主な改正点について順次御説明申し上げます。

なお、別添の参考資料及び新旧対照表もあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

まず、市民税の納税義務者等について定める第25条では、法人市民税における恒久的施設に係る規定を法人事業税と同様に書き下す形式に改めるものであります。

次に、所得割の課税標準を定める第32条では、所得税における国外転出時課税の創設に伴い、個人住民税所得割の課税標準の計算において、当該譲渡所得については、所得税法の計算の例によらないものとするものであります。

次に、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書を定める第35条の3の3の改正は、所得税法の改正に合わせ、項ずれの整備を行うものであります。

次に、法人の市民税の申告納付を定める第46条及び法人の市民税に係る不足税額の納付の手続を定める第48条の改正は、法人税法改正に伴う所要の措置を講ずるものであります。

次に、地方税法の読みかえ規定を定める第55条及び固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告を定める第57条の改正並びに納期限の延長に係る延滞金の特例を定める附則第4条の改正は、いずれも法律の条ずれに伴い所要の整備を行うものであります。

次に、個人住民税における住宅ローン制度の適用期限を定める附則第7条の3の2の改正は、消費税10%への引き上げ時期の変更に伴い、適用期限を延長する措置を講ずるものであります。

次に、個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等を定める附則第9条の改正は、参考資料1ページにもございますように、ふるさと納税を促進し、地方創生を推進することを目的としており、その改正内容は、確定申告を必要とする現行の仕組みに、確定申告が不要な給与所得者がふるさと納税を簡素な手続で行うことができる、ふるさと納税ワンストップ特例制度についての手続関係を、附則第9条の2では、平成28年度以後の各年度分の市民税から控除する特例控除額について、市民税の所得割額を改正前の1割から2割に拡大する地方税法の読みかえ規定を新たに創設するものであります。

参考までに、総務省がまとめた新たな上限は、妻が主婦で高校生の子供が1人いる年収700万円の会社員の場合、これまで4万4,000円の控除であったものが、改正後では8万6,000円の控除

が受けられることと試算しております。

次に、わがまち特例の割合を定める附則第10条の2では、管理協定が締結された津波避難施設及び都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設等に係る課税標準の特例措置並びに新築のサービスつき高齢者向け賃貸住宅に係る税額の減額措置について、わがまち特例を導入した上で、適用期限を延長するものであります。

次に、附則第11条の2の改正は、平成27年度の評価がえに伴い、地価が下落している場合における下落修正措置を平成28年度及び平成29年度も継続することとするものであります。

次に、宅地及び商業地等に対して課する固定資産税の特例措置を定める附則第12条の改正は、平成27年度から平成29年度までの特例措置を定めるもので、まず、宅地につきましては、評価がえにより税負担の急増を抑制するため、前年度課税標準額に評価額の100分の5を加算した額を課税標準とする現行の特例措置を継続するものであります。

次に、商業地につきましては、改正前の特例措置を継続し、第2項から第5項に定めるそれぞれの負担水準に応じて算出される額を固定資産税額とする措置を、次期評価がえまで継続するものであります。

次に、用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の特例措置を定める附則第12条の2の改正は、当該土地等を前年度から変更後の用途であったものとみなして算出できる経過措置の規定を平成29年度まで延長するものであります。

次に、附則第13条、一般農地に対して課する固定資産税の特例措置及び附則第13条の3、市街化区域農地に対して課する固定資産税の特例措置につきましては、それぞれ平成27年度から平成29年度まで継続することとするものであります。

次に、特別土地保有税の課税の特例を定める附則第15条の改正は、特別土地保有税の課税標準額の特例を定める措置を平成29年度まで継続するとともに、宅地評価土地の取得に係る課税標準額を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長することとしたものであります。

次に、軽自動車税の税率の特例を定める附則第16条の改正は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに初めて車両番号を受けた3輪以上の軽自動車のうち、排出ガス性能及び燃費性能にすぐれたものについては、平成28年度分の軽自動車税の税率を軽減する特例措置を新たに講ずることとするものであります。

この軽自動車税を軽減する特例措置を、本市の軽自動車税の約75%を占める自家用、乗用の四輪車に当てはめると、平成28年度の税率1万800円に対し、電気自動車や燃料電池自動車等の場合では75%軽減の2,700円、平成32年度燃費基準プラス20%達成車では50%軽減の5,400円、平成32年度燃費基準達成車では25%軽減の8,100円となります。

次に、たばこ税の税率の特例を定める第16条の2の改正は、旧3級品の製造たばこに係る特例

税率を廃止し、3級品製造たばこと同額とするものであります。

ただし、附則第5条第2項で、激変緩和等の観点から、平成28年4月1日から平成29年3月31日までは1,000本につき2,925円、平成29年4月1日から平成30年3月31日までは1,000本につき3,355円、平成30年4月1日から平成31年3月31日までは1,000本につき4,000円とする段階的な引き上げを行う経過措置を規定しております。

なお、本条例の施行日につきましては、附則第1条において公布の日からとしております。

ただし、附則第1条第1号で、第1条中高浜市税条例第32条第2項及び第35条の3の3第4項の改正規定並びに附則第2条第2項の規定は平成28年1月1日から、また、第2号で、条例第25条第2項の改正規定並びに附則第4条第1項及び附則第16条の2の改正規定並びに附則第2条第6項及び附則第5条の規定は平成28年4月1日からとしております。

その他、地方税法の引用条文の改正として、空き家等対策の推進に関する特別措置法の規定により、所有者等に勧告がされた同法に規定する特定空き家等の敷地の用に供する土地について、住宅用地に係る固定資産税の課税標準の特例措置の対象から除外することとしております。

続きまして、議案第43号の高浜市都市計画税条例の一部改正について御説明申し上げます。

今回の改正は、議案第42号 高浜市税条例等の一部改正において御説明を申し上げましたわがまち特例の課税標準の特例措置を初め、固定資産税の評価がえに伴い、宅地及び商業地等に対して課する固定資産税の特例、農地及び市街化区域農地に対して課する固定資産税の特例措置及び用途が変更された宅地等に係る負担調整措置を平成29年度まで継続する措置を講ずるものであります。

本条例の施行日につきましては、附則において公布の日からといたしております。

続きまして、議案第44号 高浜市国民健康保険条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

議案参考資料4ページもあわせて御参照いただきたいと思います。

本案は、平成27年3月11日に公布、平成27年4月1日より施行されました国民健康保険法の一部改正に伴い、同法を引用する高浜市国民健康保険条例第8条（保健事業）第1項中の条文の整備をいたすものであります。

最後に、議案第45号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

議案参考資料の4ページ、5ページをあわせて御参照いただきますようお願いいたします。

本案は、先ほど御説明いたしました議案第42号、第43号と同様に、第189回通常国会において成立し、平成27年4月1日より施行されました地方税法施行令等の一部を改正する政令に基づき、所定の規定の整備をいたすものであります。

それでは、一部改正の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、第2条の改正は、課税限度額につきまして、基礎課税額（医療分）を現行の51万円から

52万円に、後期高齢者支援金等課税額（支援金分）を現行の16万円から17万円に、介護納付金課税額（介護分）を現行の14万円から16万円に改定いたすものであります。

また、第23条の改正は、所得の少ない世帯に係る被保険者の軽減拡大の基準を、5割軽減拡大の対象につきましては、所得の算定におきまして、被保険者の人数に乘すべき額を現行の24万5,000円から26万円に、2割軽減拡大の対象につきましては、所得の算定におきまして、被保険者の人数に乘すべき額を現行の45万円から47万円に改定いたすものであります。

最後に、附則の関係でございますが、この条例の施行期日を公布の日からとし、公布の日以降の年度分の国民健康保険税について適用し、公布の日以前までの保険税につきましては、従前の例によることといたしております。

また、平成25年9月議会において、準則に基づく一部改正として御可決賜りました高浜市国民健康保険税条例の一部改正のうち、附則第14項の改正規定である「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限り、平成28年1月1日から施行するものといたしております。

以上、議案第42号から議案第45号について御説明を申し上げましたが、原案のとおり御可決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（磯貝正隆） これより質疑に入ります。

11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 議案第45号ですけれども、課税限度額をこのように改定している自治体、近隣の自治体幾らかあるかと思えますけれども、お答えいただきたいと思えます。

○議長（磯貝正隆） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） この限度額のほうの改定につきましては、各自治体、国のほうの規定に基づきましてそれぞれ規定を変えておる状態でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 実際にやっているとところはありますか。近隣市で。

○議長（磯貝正隆） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） 臨時議会のほうでかけられる自治体もあれば、6月議会のほうにかけられる自治体もあるというふう聞いております。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 議案第45号ですが、2割とか5割とか軽減がされるんですが、どれぐらいの方がみえるのか教えてください。

○議長（磯貝正隆） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） 軽減世帯の拡大に伴う世帯への影響はということでお答えさせて

いただきたいと思いますが、影響する世帯数を平成26年度の本算定時のデータから推測いたしますと、軽減対象世帯の拡大に伴い影響する世帯の推移としては、軽減対象世帯2,444世帯が2,494世帯と50世帯ほどの増加を見込んでおります。

内訳といたしましては、5割軽減の拡大としては、5割軽減世帯である617世帯が657世帯と40世帯ほどの増加を見込んでおります。この増加する40世帯につきましては、2割軽減世帯から5割軽減世帯への移行世帯と推測いたしております。また、2割軽減の拡大としては、2割軽減世帯である619世帯が629世帯と10世帯の増加を推測いたしておりますけれども、これは軽減拡大に伴い新たに2割軽減世帯へ50世帯が該当となるものの、2割軽減世帯から5割軽減世帯への移行が40世帯あるという推測によるものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 課税限度額なんですけれども、影響する所得の階層はどれぐらいになるのかお答えいただきたいと思ひます。

○議長（磯貝正隆） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） 軽減のほうですけれども、限度額の改正に伴う影響世帯ということと、それから影響額ということでお答えさせていただきたいと思ひますけれども、課税限度額の改正に伴い、やはりこちらのほうも影響する世帯数を平成26年度の本算定時のデータから推測いたしますと、課税限度額が引き上がる世帯が基礎課税額医療分及び後期高齢者支援分では、対象世帯5,387世帯中224世帯、介護納付分では、対象世帯数2,629世帯中74世帯の522世帯と見込んでおります。また、影響額につきましては、超える世帯数に引き上げ額を乗じますと551万円ほどと推測いたしておりますけれども、平成27年度の本算定の確定が7月末日となっておりますので、数値には変動が伴うものと御承知おきいただきたいと思ひます。お願ひいたします。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 議案第42号ですが、たばこ税のところについてちょっとお聞きをしたいと思ひますが、紙巻きたばこ3級品というのは何種類ぐらいあるのかということと、徐々に金額が上がっていくということなんです、これ前回紙巻きたばこの税率を上げたときに、3級品については手をつけなかったというか、そういういきさつがあると思うんですが、なぜ3級品についても今回上げるようになったのかお示してください。

○議長（磯貝正隆） 税務グループ。

○税務G（鵜殿 巖） まず、旧3級品のたばこの種類ということですが、6種類ございます。たばこの銘柄でいえば、エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット及びうるまと、この6種類ということになっております。

それからもう1点、なぜ今回旧3級品のたばこを段階的に引き上げるかということでございますけれども、まず第1点目が、今回自民党の税制調査会の中で、財務省、それと総務省のほうか

ら、国産6銘柄だけを適用されている特例税率については、WTO、いわゆる世界貿易機関ですね、この協定等に、内外無差別の原則に違反してるということが1点。それと、なぜ旧3級品が安かったかという、お酒と一緒に考え方ですね。ビールが、発泡酒とかそういったものが安くなっているように、旧3級品のたばこについても普通のたばこよりも若干品質が落ちると。だから、そういった形でこれまではたばこの税率に差をつけていた。今言った理由が1点と、もう1点、最近ではぜいたく税という考え方から、たばこについて罪悪税という見方が出てきました。罪悪税であれば、品質関係なくして旧3級品だろうが健康被害の観点からは同じだということで、そういう観点から引き上げをとということも言われております。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） 先ほど鷺見議員の御質問の中で、必ずどこの自治体もというふうに私のほうからお答えさせていただきましたが、こちらのほうにつきましては、国のほうが政令で規定する金額を上限としておりますので、必ずしも全部の自治体が行うということではなく、その自治体、自治体のほうの考え方によって、上限に基づいて定められるということで訂正をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 他市の状況は具体的に数字は把握されてるのか。お願いしたいと思いますけど。

○議長（磯貝正隆） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） 今の状態では、やはりまだ6月議会のほうでかけられるところもありますので、どこの自治体がどのぐらいの上限にされるかということは、申しわけありませんが、今の段階ではつかんでおりません。

○議長（磯貝正隆） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（磯貝正隆） 質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（磯貝正隆） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（磯貝正隆） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第42号 高浜市税条例等の一部改正について、原案を可決することに賛成の議員の起立を

求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立多数であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第43号 高浜市都市計画税条例の一部改正について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第44号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第45号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立多数であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決しました。

○議長（磯貝正隆） 以上をもって、本臨時会に付議されました案件全部を議了いたしました。
市長挨拶。

市長。

[市長 吉岡初浩 登壇]

○市長（吉岡初浩） 大変お疲れさまでございました。

平成27年第1回高浜市議会臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

私どものほうから提案をさせていただきました承認1件及び議案4件につきましては、慎重に御審議をいただいた上、全案件とも原案どおり御承認あるいは御可決を賜り、まことにありがとうございました。御審議の過程でいただきました御意見、御要望に関しましては、今後の執行の参考とさせていただきます。

さて、この日曜日には市議会議員一般選挙の告示日を迎えることとなります。議員皆様方のこれまでの御活躍と御努力による数々の御功績は、本市の市政や市民の皆さんの心に深く刻まれておると思います。ここに皆様方のこの期での御尽力に対し厚く御礼を申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

[市長 吉岡初浩 降壇]

○議長（磯貝正隆） これをもって平成27年第1回高浜市議会臨時会を閉会いたします。

本日は、議員各位の慎重なる御審議をいただきましたことに厚くお礼を申し上げ、閉会の挨拶

とさせていただきます。ありがとうございました。

午前10時37分閉会
